

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は平成27年国勢調査で44,115人と、10年前の市町村合併時(平成17年当時)に比べ5,883人減少(▲11.7%)しました。本市の人口は長崎県内21市町村中7番目の規模であり、長崎県全体(1,377,187人)の3.2%を占めています。

世帯数は15,376(平成27年国勢調査)と平成22年に比べ487世帯減少しました。世帯数の減少は昭和40年以来初めてであり、今後は人口減少に加え世帯数も減少に転じることが予想されます。なお、1世帯当たりの平均世帯員は2.87人/世帯と、昭和30年(5.38人/世帯)に比べ概ね半減するなど核家族化が進行しています。

年齢別人口構成比の推移をみると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)はともに減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は増加しており、少子・高齢化が進行しています。なお、平成27年では老年人口割合は31.7%となり、全国平均よりも5.1ポイント高くなっています。

産業構造については、長崎県内有数の農業地帯であり、市内の約3割を占める農地では、北海道に次ぐ全国2位の収穫量を誇る本県ジャガイモの半分近くを生産しているほか、イチゴなどの施設園芸も盛んな地域でもあります。

また、畜産も大変盛んで、肉用牛、乳用牛、豚などが多く飼育されており、半島沿岸の有明海や橘湾は、豊富な魚介類に恵まれていることから、これからの豊富な農林水産資源を活かした産業の振興、企業の立地が求められています。

中小企業者の実態については、市が独自に行った調査において、業種によって差がありますが、売上の減少や売上単価の減少、仕入れ単価の増加など、経営を圧迫している要因が多様に存在する状況となっており、厳しい経営状況を強いられている中小企業が多い状況にあります。

なお、人手不足については、全業種において「不足」が半数以上を占めている状況にあり、人手不足が顕著な状況にあります。

また、設備については、小売業・サービス業において「不足」が多数をしめており、全業種においては「不足」が4割を占めており、今後の設備投資の潜在需要が見込める状況にあります。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促す。

これを実現するための目標として、計画期間中に14件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第49条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

対象地域について、本市の産業は、主要幹線道路、臨海地区、山間部と広域に立地している。これらの地域で、幅広く事業者の設備投資を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、全ての業種・事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための先端設備等導入計画であることから、従業員の人員削減を目的としないこと。
- ・市税(国保税含む。)の滞納がない者。
- ・反社会的勢力に属さない組織であること。